

深夜電力 A および深夜電力 B

(選択約款)

2025 年 10 月 1 日実施

北海道電力株式会社

深夜電力 A および深夜電力 B

I 本 則

1 深 夜 電 力 A

(1) 適 用 範 囲

お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象で、毎日午後 11 時から翌日の午前 7 時までの時間を限り、温水のために動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要であり、その総入力が 0.5 キロワット以下で、かつ、この選択約款実施の際現に選択約款の深夜電力 A および深夜電力 B（2024 年 4 月 1 日実施。以下「旧選択約款」といいます。）の適用を受けている場合に適用いたします。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

(3) 契 約 電 力

契約電力は、0.5 キロワットといたします。

(4) 供 給 条 件

イ 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。

ロ 専用の屋内電路を施設し、直接負荷設備に接続していただきます。

ハ 当該一般送配電事業者等は、供給設備の状況により、(1)の使用開始時刻を前後 2 時間の範囲内で変更することがあります。ただし、契約上電気を使用できる時間（以下「契約使用時間」といいます。）の延長または短縮は行ないません。

ニ 契約使用時間以外の時間は、適当な装置を用いて電気の供給をしゃ断いたします。

(5) 料 金

料金は、1 月につき次の金額および電気標準約款〔低圧〕（以下「標準約款」といいます。）別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、標準約款別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,800 円を下回る場合は、標準約款別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、標準約款別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,800 円を上回る場合は、標

標準約款別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、標準約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が標準約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、標準約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、標準約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が標準約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、標準約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものいたします。

1 契約につき	2,891 円 20 銭
---------	--------------

(6) そ の 他

イ 標準約款 36（需給開始後の需給契約の消滅または変更に伴う料金および工事費負担金等相当額の精算）に定める事項については、適用いたしません。

ロ その他の事項については、標準約款によるものいたします。

2 深夜電力B

(1) 適用範囲

託送約款等の電灯標準接続送電サービス、電灯時間帯別接続送電サービス、動力標準接続送電サービスまたは動力時間帯別接続送電サービスの対象で、毎日午後 11 時から翌日の午前 7 時までの時間を限り、動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要であり、契約電力が原則として 50 キロワット未満で、かつ、この選択約款実施の際現に旧選択約款の適用を受けている場合に適用いたします。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契約電力

契約電力は、原則として実施細目 2（契約電力）にもとづき定めます。

なお、契約電力は、1 キロワット以上といたします。

(5) 供給条件

イ 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。

ロ 専用の屋内電路を施設し、直接負荷設備に接続していただきます。

ハ 当該一般送配電事業者等は、供給設備の状況により、(1)の使用開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、契約使用時間の延長または短縮は行ないません。

ニ 契約使用時間以外の時間は、適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則として断いたします。

(6) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および標準約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、標準約款別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を下回る場合は、標準約款別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、標準約款別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を上回る場合は、標準約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、標準約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が標準約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、標準約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、標準約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が標準約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、標準約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	475円20銭
---------------	---------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	26円21銭
------------	--------

(7) そ の 他

イ 標準約款36（需給開始後の需給契約の消滅または変更に伴う料金および工事費

負担金等相当額の精算)に定める事項については、適用いたしません。

ロ その他の事項については、標準約款によるものといたします。

ハ この選択約款の実施上必要な細目的事項については、Ⅱ（実施細目〔深夜電力B〕）によるものといたします。

Ⅱ 実施細目（深夜電力B）

1 供 給 条 件

契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は、原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。

2 契 約 電 力

- (1) 契約電力は、契約負荷設備の総入力といたします。ただし、契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は、電熱負荷設備以外の負荷設備について(2)により算定してえた値と電熱負荷設備の総容量（入力）との合計といたします。
- (2) 契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合の電熱負荷設備以外の負荷設備の値は、電熱負荷設備以外の契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、特定小売供給約款別表 5〔負荷設備の入力換算容量〕に準じて換算するものいたします。）についてそれぞれ次のイの係数を乗じてえた値の合計にロの係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は標準約款別表 4（契約容量および契約電力の算定方法）に準じて算定し、ロの係数を乗じないものといたします。

イ 契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の 2 台の入力につき	100 パーセント
	次の 2 台の入力につき	95 パーセント
	上記以外のものの入力につき	90 パーセント

ロ イによってえた値の合計のうち

最初の 6 キロワットにつき	100 パーセント
次の 14 キロワットにつき	90 パーセント
次の 30 キロワットにつき	80 パーセント
50 キロワットをこえる部分につき	70 パーセント

附 則

1 実 施 期 日

この選択約款は、2025 年 10 月 1 日から実施いたします。

2 適用範囲についての特別措置

(1) 深夜電力 A

託送約款等の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象で、毎日午後 11 時から翌日の午前 7 時までの時間を限り、温水のために動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要であり、その総入力が 0.5 キロワット以下で、お客さまが 1 年を通じてこの契約種別の適用を受けることを希望される場合で、かつ、2016 年 4 月 1 日の際現に深夜電力 A に係る供給設備を設置している需要場所において、この選択約款実施の日以降にお客さまが新たに電気を使用されるときには、本則 1（深夜電力 A）(1)にかかわらず、この選択約款を適用いたします。ただし、2016 年 4 月 1 日以降に負荷設備をすべて取り外された場合を除きます。

(2) 深夜電力 B

託送約款等の電灯標準接続送電サービス、電灯時間帯別接続送電サービス、動力標準接続送電サービスまたは動力時間帯別接続送電サービスの対象で、毎日午後 11 時から翌日の午前 7 時までの時間を限り、動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要であり、契約電力が原則として 50 キロワット未満で、お客さまが 1 年を通じてこの契約種別の適用を受けることを希望される場合で、かつ、2016 年 4 月 1 日の際現に深夜電力 B に係る供給設備を設置している需要場所において、この選択約款実施の日以降にお客さまが新たに電気を使用されるときには、本則 2（深夜電力 B）(1)にかかわらず、この選択約款を適用いたします。ただし、2016 年 4 月 1 日以降に負荷設備をすべて取り外された場合を除きます。

3 供給条件についての特別措置

本則 1（深夜電力 A）(4)および本則 2（深夜電力 B）(5)ハの「当該一般送配電事業者等は、供給設備の状況により、(1)の使用開始時刻を前後 2 時間の範囲内で変更することがあります。」は、当分の間、「当該一般送配電事業者等は、供給設備の状況により、(1)の使用開始時刻を前後 5 時間の範囲内で変更することがあります。」と読み替えるものいたします。

4 通電制御型電気温水器を使用されるお客さまについての特別措置

(1) 適 用

イ 深夜電力Bの場合、当社は、次のいずれかに該当する電気温水器を通電開始時刻が制御可能な電気温水器（以下「通電制御型電気温水器」といいます。）として取り扱います。ただし、これらの電気温水器を使用される需要場所において、2013 年 10 月 1 日以降に通電制御型電気温水器をすべて取り外された場合を除きます。

(イ) この選択約款実施の際現に旧選択約款附則 4（通電制御型電気温水器を使用されるお客さまについての特別措置）(1)イの適用を受けている電気温水器

(ロ) 2013 年 10 月 1 日の際現に通電制御型電気温水器に係る供給設備を設置している需要場所において、この選択約款実施の日以降にお客さまが新たに電気を使用される場合で、次の a または b に該当する電気温水器

a 次のいずれにも該当する機能を有するもの。

(a) 給水温度を検知できること。

(b) (a)の給水温度にもとづいてお客さまが必要とされる湯温および湯量に沸きあげるための熱量を算出できること。

(c) (b)の熱量から所要通電時間数を算出できること。

(d) 契約使用時間終了時刻から(c)の所要通電時間数をさかのぼった時刻に通電を開始することができること。

b aに準ずる場合で、当社が認めたもの。

(ハ) (イ)または(ロ)に該当する電気温水器を使用される需要場所において、この選択約款実施の日以降に取り付けまたは取り替えられた(ロ) a または b に該当する電気温水器

ロ 通電制御型電気温水器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。

ハ 当社は、イに定める通電制御型電気温水器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、通電制御型電気温水器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

(2) 料 金

(1)の適用を受ける通電制御型電気温水器（2018 年 4 月 1 日以降にお客さまが新たに電気を使用される場合の通電制御型電気温水器を除きます。）を使用される場合の料金は、本則 2（深夜電力B）(6)にかかわらず、本則 2（深夜電力B）(6)によって料金として算定された金額から、次の算式によって算定された通電制御型電気温水器割引額を差

し引いたものといたします。

通電制御型電気温水器割引額＝割引対象額×10 パーセント

$$\text{割引対象額} = \begin{array}{l} \text{本則 2 (深夜電力 B)} \\ \text{(6) イ の 基 本 料 金} \end{array} + \begin{array}{l} \text{その 1 月の使用電力量に本則 2} \\ \text{(深夜電力 B) (6) ロ の 該 当 料} \\ \text{金を適用して算定された金額} \end{array}$$

(3) 通電制御型電気温水器割引額の算定

イ 契約負荷設備に通電制御型電気温水器以外の負荷設備がある場合の通電制御型電気温水器割引額は、次の算式によって算定いたします。

$$\begin{array}{l} \text{通電制御型電気} \\ \text{温 水 器 割 引 額} \end{array} = \text{割引対象額} \times 10 \text{ パーセント} \times \text{割引対象率}$$

$$\text{割引対象率} = \frac{\text{通電制御型電気温水器の負荷設備容量(入力)}}{\text{契約負荷設備の総容量 (入力)}} \times 100$$

なお、割引対象率の単位は、1 パーセントとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 通電制御型電気温水器を取り付けもしくは取り外され、または割引対象率が変わることにより、料金に変更があった場合は、標準約款 18（日割計算）に準じて日割計算をいたします。

ハ 通電制御型電気温水器を取り付けまたは取り替えられた場合の通電制御型電気温水器割引額は、お客さまの申出にもとづいて当社が通電制御型電気温水器であることを確認した日以降の料金について適用いたします。

ニ ロの場合で、日割計算をするときは、料金に変更があった日の前後の期間ごとに割引対象額を算定いたします。

(4) その他の事項については、本則に準ずるものといたします。

5 この選択約款の実施にともなう切替措置

この選択約款実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、標準約款 17（料金の算定）および標準約款 18（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。

別 表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

深夜電力Aの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、深夜電力Aの標準約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。

2 燃 料 費 調 整

- (1) 標準約款別表 2（燃料費調整）(1)ニ(イ)に定める燃料費調整額

深夜電力Aの燃料費調整額は、標準約款別表 2（燃料費調整）(1)ロによって算定された燃料費調整単価といたします。

- (2) 標準約款別表 2（燃料費調整）(2)イに定める基準単価

深夜電力Aの基準単価は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	17 円 27 銭 0 厘
---------	---------------

3 離島ユニバーサルサービス調整

- (1) 標準約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へ(イ)に定める離島ユニバーサルサービス調整額

深夜電力Aの離島ユニバーサルサービス調整額は、標準約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価といたします。

- (2) 標準約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(2)イに定める離島基準単価

深夜電力Aの離島基準単価は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	11 銭 0 厘
---------	----------